

#### 4 児童館・児童センター等の利用料について

諮問は「児童館・児童センター等の利用料について」であったが、審議中に策定された「長野市版放課後子どもプラン」は、児童館・児童センター等の放課後児童健全育成事業において登録対象としている児童も含めた市の施策として位置付けられたことにより、同プラン全体の事業内容を基に包括的に審議を行った。

#### 記

- (1) 児童館・児童センター等の利用料については、市が提供するサービスに係る経費について、利用する人とししない人の間の税負担の公平性の確保や、子育て世帯への負担軽減の配慮等を鑑み、時代のすう勢からサービスを利用する人がその受益に応じて必要な経費の一部を負担することが適当と考える。
- (2) 利用者の負担額は、事業が公益的な反面、利用対象者が限定されるということから、事業運営費のおよそ半額程度を上限に定めることが適当と考える。  
なお、その事業運営費には、施設建設費、土地代及び間接的経費は含まない。
- (3) 放課後子どもプランについては、各小学校区単位の実情により運営されることから、利用施設や日数等による差異が生じるが、負担する利用料は地域間の差や利用施設、登録児童間の差は設けず、一律の金額を設定する方法が望ましいと考える。
- (4) 利用料金の設定については、生活保護世帯等に対する配慮をする必要がある。また、開館時間の延長を望む世帯にも対応した料金体系が望ましいと考える。

以上を踏まえ、具体的には裏面のとおりとした。

#### 附帯意見

利用料の負担制度の導入にあたっては、その収納方法等も含め利用者や本事業の関係者等に十分説明を行うこととし、それらの期間も確保した上で施行すべきである。

## 月額定額料金

現在の児童館・児童センター、児童クラブの管理運営経費からの算出及び全小学校区で実施を予定している「長野市放課後子どもプラン」事業の管理運営経費の試算から、予想される登録児童数や利用形態、経済情勢等を勘案し、基本料金設定は、登録児童1人につき月額3,000円が適当と考える。

なお、その料金は、利用日数や時間、施設によるのではなく一律とする。

## 減免規定

所得減免については、次のとおり減免規定を設けることが適当と考える。

- ・ 生活保護世帯の登録児童は全額とする。
- ・ 市・県民税の非課税世帯にあつては半額程度とする。

加えて、1世帯で2人以上同時利用に係る減免については、2人目以降の登録児童に対し、3分の1程度の減免規定を設けることが適当と考える。

## 延長料金

保護者の就労等により時間外利用を希望する場合はあらかじめ申し込むこととし、登録児童1人につき月額700円が適当と考える。

なお、その料金は時間外利用の日数や時間によるものではなく一律で、通常利用する場合の保護者負担額からの算出による。

減免対象児童の延長制度利用については、上記減免規定を適用する。

事前申し込みによらず急な仕事や用事等による利用も可能とし、その料金は上記によるものとする。